
第4部 計画の推進及び評価

第4部 計画の推進及び評価

1 計画の推進

(1) 計画の点検・評価と見直し

この計画については、各施策の具体的な取り組みを計画施行後にも検討し、事業の計画的な実施を図ります。

また、計画の実効性を確保するため、随時点検、評価を行うとともに、新たな課題や多様化するニーズに対しては、必要に応じて計画の見直しを行い、その時点で最良と考えられる方策を選択するなど、柔軟に課題に対応していくものとしします。

(2) 関係機関との連携の推進

庁内関係各課と連絡調整を図り、全庁的に各施策を展開していくとともに、地域においては、保健・福祉・医療・雇用・教育などの関係機関との連携により障がい者施策の総合的かつ効果的推進とサービス提供体制の確保、充実に努めます。

(3) 国・県との連携

村民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県と障がい者福祉の充実のため連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の評価（PDCAサイクルの確保）

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、住民の代表、学識経験者、障がい福祉団体関係者などから構成される「野田村 21 世紀むらづくり委員会住民福祉部会」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認し、評価及び今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画(Plan)⇒実施(Do)⇒検証評価(Check)⇒改善(Action)」のPDCA サイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。

